

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2026年3月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2026年2月中旬～2026年3月中旬）

- 営業秘密保護規定
- インターネットプラットフォームに関する独占禁止コンプライアンス指針

II. 中国法務の現場より

- 厳しい時代にこそ明るい展望を目指して

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2026年2月中旬～2026年3月中旬）

◆ 営業秘密保護規定¹

中国国家市場監督管理総局

2026年2月24日公布 2026年6月1日施行

1. はじめに

中国の現行法体系の下では、権利者の営業秘密が侵害された場合、民事、刑事、行政等の手続を選択して権利保護を図ることができる。民事的保護の側面では、「民法典」は営業秘密を知的財産権の重要な構成部分として位置付けるとともに、当該営業秘密又は情報を漏えいし、又は不正に使用して相手方に損失を生じさせた場合には、賠償責任を負うべきことを明確にしている²。刑事的保護の側面では、「刑法」は営業秘密侵害罪について明確な規定を置いている³。行政的保護の側面で、「反不正競争法」は、事業者その他の自然人、法人及び非法人組織が営業秘密を侵害した場合、市場監督管理部門が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、かつ過料を科すことを明確にしている⁴。さらに、1995年に旧国家工商行政管理局令第41号として公布された「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定」⁵も、行政的保護の側面から営業秘密に係る権利保護を支えている。

デジタル経済の急速な発展に伴い、データ、アルゴリズム及び各種デジタル情報は、徐々に企業の営業秘密の重要な媒体となっており、営業秘密保護は制度としても大きな変革過程の中にある。営業秘密保護は、もはや個別事案における侵害救済の問題にとどまらず、次第にイノベーション秩序及び市場競争環境を維持するための重要な制度上の課題へと高まりつつある。民事及び刑事のルールと比べると、営業秘密の行政的保護が長年依拠してきた「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定」も、90年代に公布、施行された古い時代のものであり、デジタル化した競争環境においては、制度構造及び執行手段の面において徐々に一定の限界を示すようになってきている。

このような背景の下、中国国家市場監督管理総局は2026年2月24日、「営業秘密保護規定」（以下「本規定」という。）を公布した。本規定は、「反不正競争法」を根拠とし、「最高人民法院による営業秘密侵害民事案件の審理における法律適用に関する若干問題の規定」（以下「営業秘密解釈」という。）⁶において司法実務により検証された基準を吸収・転化して行政執行の根拠とし、営業秘密の定義、侵害行為の種類及び法的責任等の中核的内容について体系的に具体化を行っている。

これにより、営業秘密の行政的保護は、比較的分散していた執行根拠から、より明確で、安定的かつ実務上操作可能な制度構造へと移行することが期待される。同時に、本規定は企業に対し、よりのを絞った営業秘密保護の指針を提供するとともに、日常の雇用管理、秘密保持契約の締結、競業避止義務の運用及び退職紛争への対応等の各場面にも重要な影響を及ぼすものと予想される。以下、その主な内容を整理して紹介する。

¹ 本規定

² 民法典(民法典)第123条、第501条

³ 刑法(刑法)第219条

⁴ 反不正競争法(反不正当竞争法)第26条

⁵ 「关于禁止侵犯商业秘密行为的若干规定」

⁶ 「最高人民法院关于审理侵犯商业秘密民事案件适用法律若干问题的规定」

2. 要点

(1) 営業秘密の要件

本規定第 5 条は、営業秘密とは、公衆に知られておらず、商業的価値を有し、かつ権利者によって相応の秘密保持措置が講じられている技術情報、営業情報その他の商業情報をいうと定めている。そのうち、技術に関する構造、原料、配合、材料、サンプル、様式、工程、方法、データ、アルゴリズム、コンピュータプログラム、コード等の情報は、技術情報に属する。営業活動に関するアイデア、管理、販売、財務、計画、サンプル、顧客情報、データ等の情報は、営業情報に属する。顧客情報には、顧客の名称（氏名）、住所、連絡先、並びに取引慣行、意向、内容等の情報が含まれる。

これらの定義は、基本的に反不正競争法や営業秘密解釈におけるものを踏襲したものであるが、以下のように新しい内容も盛り込まれている。

ア 「データ、アルゴリズム、コンピュータプログラム、コード」を技術情報に含める⁷

本規定は、「データ、アルゴリズム、コンピュータプログラム、コード」を営業秘密における技術情報として明示的に列挙しており、デジタル経済時代における営業秘密の態様の変化に対応している。

イ 「商業的価値」の認定基準の具体化⁸

本規定は、生産・経営活動の中で形成された「段階的成果」又は「失敗した実験データ、技術方案等」についても、商業的価値を有するものと認定し、営業秘密保護の対象範囲に組み入れている。

ウ 「相応の秘密保持措置」の認定ルールの整備⁹

本規定は、通常秘密保持措置を前提とした上で、「リモートワーク、クロスボーダー協働等の場面に対応して、権限の階層化、データの匿名化処理、操作ログの記録保存等の技術的秘保持措置を講ずること」を、権利者が講じた相応の秘密保持措置に該当するものとして列挙している。

(2) 不正な手段により営業秘密を取得する行為類型の具体化¹⁰

本規定は、事業者が窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的不正侵入その他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得してはならないことを明確にしている。これは、部門規程レベルにおいて初めて「電子的不正侵入」を独立した不正手段として列挙したものである。また、本規定は列挙形式により「その他の不正な手段」の内容についても具体的に示している。

例えば、権限を付与されていないにもかかわらず、又は付与された権限の範囲を超えて、権利者のデジタルオフィスシステム、サーバー、電子メール、クラウドストレージ、アプリケーションアカウント等に無断でアクセスすること、あるいは悪意あるプログラムの設置、脆弱性攻撃等の技術的手段により営業秘密を取得することがこれに含まれる。また、権限を与えられていないにもかかわらず、又は権限の範囲若しくは付与期間を超えて、営業秘密を権利者の管理下でない電子メール、クラウドストレージその他のネットワーク保存領域又は電子機器等に無断でダウンロード

⁷ 本規定第 5 条

⁸ 本規定第 7 条

⁹ 本規定第 9 条

¹⁰ 本規定第 10 条

ード又は送信する行為も含まれる。

(3) 秘密保持義務の発生原因の類型具体化¹¹

「反不正当竞争法」は、「秘密保持義務に違反し、又は権利者による営業秘密保持に関する要求に違反すること」を侵害行為類型の一つとして規定しているが¹²、秘密保持義務の具体的な発生原因については明確に定義していない。そこで、本規定は秘密保持義務の発生原因について類型化して列挙している。

具体的には、労働契約、秘密保持契約、売買契約等の契約において営業秘密を保持すべきことを約定する場合が含まれる。また、契約上の明示的な定めがない場合であっても、契約の性質、目的、取引慣行及び商業道徳等に基づき、信義誠実の原則に従って営業秘密を保持すべき義務を負う場合も含まれる。さらに、権利者が営業秘密を知り得る関係主体に対して秘密保持を求める場合も含まれ、当該関係主体には、契約関係を通じて当該営業秘密を知り得た者に限らず、研究開発、生産、検査、認証等の活動への参加を通じて当該営業秘密を知り得た者も含まれるが、これらに限られない。加えて、契約上の明示的な定めがない場合であっても、権利者が社内規程又は合理的な秘密保持措置を通じて、従業員、元従業員、取引先等に対し、営業秘密を保持すべき旨を明確に求めている場合も含まれる。

(4) 「第三者が明らかに知り又は知るべきであった」場合における営業秘密侵害の認定基準¹³

本規定は、第三者が、営業秘密の権利者の従業員、元従業員、取引先その他の組織又は個人が関連する違法行為を実施していることを明らかに知り、又は知るべきであったにもかかわらず、なお当該営業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人による使用を許諾した場合には、営業秘密侵害に該当するものとみなすことを明確にしている。

あわせて、本条は「明らかに知り又は知るべきであった」か否かを判断するにあたり総合考慮すべき要素を具体化して列挙している。すなわち、第三者が明らかに知り又は知るべきであったか否かについては、当該商業情報の秘密保持の程度、取得ルート及び取得方法の合理性、取引価格、第三者と営業秘密権利者との関係、業界慣行等の要素を総合的に考慮して判断しなければならない。

(5) 権利者による行政通報における立証資料要件の追加¹⁴

行政通報における立証基準が長年不明確であったこと、立件のハードルが明らかでなかったこと、及び行政的保護と司法的保護とのルールの接続が円滑でなかったことといった実務上の問題に対応するため、本規定は通報及び立証の制度を二つの側面から整備している。

第一に、権利者は通報の際、当該営業秘密が自己の権利に属することを示す初歩的証拠を提出する必要があるだけでなく、侵害の疑いがある行為に関する具体的手掛かりも同時に提供しなければならないことを明確にした。第二に、初歩的証拠及び具体的手掛かりの類型を体系的に列挙した。初歩的証拠には、営業秘密の形成過程、非公知性、秘密保持措置、商業的価値等を証明する資料が含まれ、具体的手掛かりには、侵害者による営業秘密の取得、使用又は開示に関する関連事実が含まれる。

¹¹ 本規定第12条

¹² 反不正当竞争法第10条第1款第(3)項

¹³ 本規定第14条

¹⁴ 本規定第17条、第18条

(6) 「国家秘密保持法」との接続を図った¹⁵

本規定は、商業情報のうち国家秘密に該当するものについては、「中華人民共和国国家秘密保持法」の規定に従って保護を行うことを明確にしている。

(7) 域外における侵害行為に対する管轄ルールの確立¹⁶

本規定は、域外における侵害行為に対するクロスボーダー管轄ルールを初めて確立した。すなわち、中国域外において営業秘密侵害行為が実施され、国内の市場競争秩序を乱し、国内事業者の適法な権益を害した場合には、反不正競争法及び関連法令の規定に基づいて処理することとされた。このルールは、中国企業が域外主体による営業秘密窃取行為に対応するための行政上の救済ルートを提供するものであり、従来の規定におけるクロスボーダー侵害規制の空白を埋めるものである。

◆ インターネットプラットフォームに関する独占禁止コンプライアンス指針¹⁷

中国国家市場監督管理総局
2026年1月28日公布、施行

1. はじめに

近年、中国においてはプラットフォーム経済が急速に発展し、プラットフォーム経済における新たな業態・新たなモデルが次々と現れ、競争行為も複雑多様化している。プラットフォーム事業者は一定の管理者としての属性を有しており、データ・アルゴリズム、技術、資本上の優位性、プラットフォーム規則等を通じて、プラットフォーム上の競争生態に影響を及ぼし得る。そして、排除型又は制限型の競争行為に従事した場合には、多方面の主体の利益を損なうおそれがある。実務上も、インターネットプラットフォームによる市場支配的地位の濫用について、行政処分が科され、又は民事訴訟が提起された事例がすでに発生している。

これまでの執行実務からみても、インターネットプラットフォームは独特の競争上の特徴及び法則を有しており、独占行為の種類、現れ方、損害等の点において、伝統的分野とは一定の相違がある。2021年に公布された「プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）¹⁸は、インターネットプラットフォームに関わる独占合意、市場支配的地位の濫用、事業者結合等の重要問題について、初めて体系的な整理を行った。2024年に公布された「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」は、事業者が重点的に留意すべき独占禁止コンプライアンス上のリスクを明確にするとともに、独占禁止コンプライアンス管理について一般的な指針を示した。こうした背景の下、国家市場監督管理総局は今年1月、「インターネットプラットフォーム独占禁止コンプライアンス指針」（以下「本指針」という。）を公布し、独占禁止コンプライアンスに関する制度・ルールをさらに具体化するとともに、プラットフォーム経済分野における独占禁止の常態化した監督管理制度を一層整備した。¹⁹

具体的には、本指針はプラットフォーム事業者に対し、データ・アルゴリズム、技術、資本上の優位性、プラットフォーム規則等を利用して、「独占禁止法」が禁止する独占行為を行ってはならぬ

¹⁵ 本規定第28条

¹⁶ 本規定第29条

¹⁷ 「互联网平台反垄断合规指引」

¹⁸ 「关于平台经济领域的反垄断指南」

¹⁹ http://legalinfo.moj.gov.cn/pub/sfbzhfx/zhfxfzxx/fzxyw/202602/t20260214_531838.html

いと求めている。そして、独占合意、市場支配的地位の濫用、事業者結合並びに行政権力の濫用による競争の排除・制限という4種類の独占リスクについて重点的に規定し、プラットフォーム事業者のために、明確かつ具体的な「レッドライン」を示している。以下では、その概要を紹介する。

2. 要点

(1) 独占行為の実施態様の具体化

本指針は、「プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン」において既に規定されている独占合意、市場支配的地位の濫用等の独占行為の実施態様について、さらに詳細な規定を設けている。このような具体化により、独占禁止に関する抽象的なルールは、識別可能かつ執行可能な具体的基準へと転換され、プラットフォームのコンプライアンスに伴う不確実性コストが低減されるとともに、法適用のための明確な根拠が提供される。

ア 水平的独占合意

本指針は、「プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン」が定める水平的独占合意における「プラットフォームを利用して価格、販売量、コスト、顧客等のセンシティブ情報を収集・交換すること」について、これを「価格設定モデル、手数料率、優遇政策、顧客リスト、トラフィック分配メカニズム、並びに研究開発、投資、生産、マーケティング、プロモーション戦略等の競争上センシティブな情報を収集・交換すること」と具体化している²⁰。すなわち、いかなる情報がセンシティブ情報を構成し得るかを明らかにしたものである。

イ 垂直的独占合意

本指針は、「プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン」が定める垂直的独占合意における「プラットフォームルールを利用して価格を一律にすること」について、これを「API呼出し、データ利用、トラフィック分配、販促活動、店舗管理、ユーザーサービス等に関するプラットフォームルールを利用して再販売価格を統一すること」と具体化しており²¹、プラットフォームルールの範囲を明確にしている。

ウ 市場支配的地位の濫用

市場支配的地位の濫用行為に関する指針は、本指針の重点的内容である。本指針は、市場支配的地位の濫用行為とは、市場支配的地位を有する事業者が、不公正な高価格による販売、不公正な低価格による購入、又は正当な理由なくコストを下回る価格で販売する行為、取引拒絶、取引制限、抱き合わせ販売、その他不合理な取引条件の付加、差別的取扱い等の行為に従事することをいうと明確にしている。「プラットフォーム経済分野における独占禁止ガイドライン」は、既にプラットフォーム事業者の市場支配的地位の認定について、具体的かつ多面的な考慮要素を示しているが、これを踏まえ、本指針は近年のインターネット分野における執行活動や業界内でよく見られる紛争場面等を踏まえ、さらに市場支配的地位の濫用行為に該当し得る高リスク場면을具体化している。例えば、「プラットフォーム内事業者、消費者等に対し、プロモーション、販促、割引活動への参加を強制し、又は実質的に強制し、不合理なマッチング価格を受け入れさせること」を、不合理な取引条件を付加する行為場面の一つとして明確にしている²²。また、「過度な補助金交付、内部補助」等の方法を、コストを下回る価格での販売行為の類型として明示している。

²⁰ 本指針第6条

²¹ 本指針第7条

²² 本指針第14条

(2) 典型的リスク事例の付記

独占禁止コンプライアンス上のリスクをより明確に識別し、条文の可読性及び具体性を高めるため、本指針はプラットフォームの特性に応じて、8つの典型的リスク事例を付記している。これには、プラットフォーム間のアルゴリズム共謀、プラットフォーム内事業者による独占合意の組織的支援、プラットフォームによる不公正な高価格設定、プラットフォームによるコスト割れ販売、アカウント停止・遮断、「二者択一」行為、「全ネットワーク最低価格」、プラットフォームによる差別的取扱いが含まれる。

「全ネットワーク最低価格」を例にとると、本指針は、市場支配的地位を有するプラットフォーム事業者が、その市場支配的地位を濫用し、正当な理由なくプラットフォーム内事業者に対し、当該プラットフォーム上で販売する商品の価格を他の競争的プラットフォームにおける価格より高くしてはならないと要求し、他のプラットフォームで値下げを行った場合には、当該プラットフォーム内でも同水準又はそれ以下にまで値下げすることを求め、かつ、当該要求の実施を確保するための措置を講じ、競争の排除又は制限の効果を生じさせる場合を、一つのリスク場面として明確に示している。これらの具体的かつ生き生きとしたリスク事例により、プラットフォーム事業者は競争上のレッドラインを明確に認識し、これを回避して、コンプライアンスリスクを低減し、効率を高めることができる。そして、プラットフォーム経済の健全かつ秩序ある発展のために、より明確で具体的な指針を提供するものである。

(3) リスク管理の具体的措置の明確化²³

本指針は、プラットフォーム事業者に対し、外部のコンプライアンス要請を内部管理制度へと転換し、受動的対応からコンプライアンスの事前化へ移行することを奨励している。具体的には、常態化した審査メカニズムを構築し、ユーザー管理、トラフィック分配、マーケティング活動、コンテンツ順位付け等の重要な段階に関わるプラットフォーム運営ルールについてリスク警告を設け、公正競争を妨げるおそれのある内容を適時に調整すべきであるとしている。あわせて、事業発展の各段階を通貫するリスク管理・統制体系を構築すべきことも求めている。すなわち、事前評価、事中モニタリング、事後レビューからなる全過程のメカニズムを確立し、プラットフォームに対し、独占禁止審査を静態的制度から動態的管理へと転換させ、リスク防止・管理の全過程をカバーすることを求めている。

(4) コンプライアンス是正インセンティブ制度との接続²⁴

本指針に定めるコンプライアンス是正は、「三書一函」（「注意喚起・督促書」、「事情聴取通知書」、「立案調査通知書」及び「行政処罰決定書」）制度と相まって、制度上のクローズドループを形成している。プラットフォーム経済に対する監督管理が次第に常態化する中で、「三書一函」制度は、事前予防及び事前注意喚起を重視している。さらに、本指針はコンプライアンス・インセンティブ制度についても規定しており、プラットフォーム事業者は独占禁止調査に直面した場合、「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」に基づき、執行部門に対してコンプライアンス上のインセンティブ付与を申請することができる。執行機関は法に従い、そのコンプライアンス体制の構築及び実施状況を酌量的に考慮し、必要なコンプライアンス上のインセンティブを与えることができる。

執筆担当：張 綺斐

²³ 本指針第31条、第32条

²⁴ 本指針第29条、第30条

II. 中国法務の現場より

◆ 厳しい時代にこそ明るい展望を目指して

昨年末以来、日中間で政治的な緊張が高まり、今に至るまで関係改善ができていない。ベネズエラやイラクの事件が相次いで起こり、世界の分断化が加速しているように見える。日中間のフライトは約5割が取消となり、特に中国から日本への観光客は激減している。日系企業の中国事業においては、撤退や事業縮小などが目立つ。中国における日系企業の日本人駐在員も減少の一途をたどり、帰任者と交代で来る赴任者がいないという例もよく聞く。日本からパンダがいなくなり、中国大使館に現職自衛官が刃物を持って建造物侵入したという事件も起こる。

報道を見ていると、何も明るいニュースがない。

しかし、他方で、中国では、複数の日本料理のチェーン店が出店を加速しており、店舗は毎日長蛇の列である。

消費者からは見えにくい、素材メーカーや、原料メーカーなどは、新規合弁、工場新設、生産能力拡大を中国で着々と進めている。

中国企業からの日本法に関する相談、依頼は、減ることなく増え続けている。特に、世界をリードする中国の電池メーカー各社はこぞって日本投資を強化している。

日本が好きになり、或いは日本に縁があって、日本で定住する中国人も増え続けている。

中国の日本人学校でも、以前は圧倒的に3年程度で帰る駐在員の子女（両親とも日本人）が多かったが、最近は、いわゆる国際家庭（両親のいずれかまたは両方が中国人）の子供の割合が増えており、在籍期間が長い人も増えている。

1990年代には、日本の自動車や家電が、その品質やブランド力で、中国市場を席捲した。他方、その頃、日本料理店は中国にはほとんどなく、ごく一部の高級ホテル内や、日本人目当ての店舗が細々と営業していた。

2000年代には、日本のありとあらゆる業界が中国にこぞって進出した。日本人駐在員の増加とともに、日本料理店も増えて、繁盛した。

2010年代には、日中のGDPが逆転し、中国から日本への爆買いが始まった。その頃から、日本料理店についていえば、中国人向けの高額なメニューの店が流行るようになった。

2020年代は、コロナ禍からスタートし、中国が低成長時代に入るとともに、経済構造の調整局面となり、特に従来は基幹産業だった業界において、日本企業も影響を受けている。コロナ禍の終息により日本旅行ブームは再び過熱するが、政治的緊張とともに、急に冷え込んだ。日本料理店についていえば、日本の大衆的な価格帯で話題性のある店が、中国の大衆にも受けて、人気を博するようになった。

このように、10年程度のスパンで見れば、異なる業界や同一業界内の異なるポジショニングが栄枯盛衰を繰り返しているともいえる。

同じ企業でも、その時々ニーズに応じて、新しい事業や業態を取り込むことで、厳しい市場環境下でも持続的発展を遂げている例もある。

法律事務所の仕事も、いろいろな変革に迫られている。

AI の発達により、翻訳作業の負担が大幅に軽減された一方、法律意見について、AI にセカンドオピニオンを求める例もあるため、注意が必要になった（逆に AI の回答について疑問を持たれて、セカンドオピニオンを求められることもある）。

会社設立業務についていえば、今や定款、決議書、申請書の作成まですべてオンラインシステムが自動的に出力してくれるので、定款作成という仕事そのものが消滅し、ある意味簡単になったが、逆にシステムの不具合の解決策や、システムの運用状況に目を配り、目に見えないノウハウを蓄積することの重要性が高まったという面もある。

中国で働く日本の弁護士の役割も、日本企業に、日本と中国の制度や文化の違いに照らして、中国法務のポイントを分かりやすく説明し、個別の作業について中国弁護士との間の橋渡しをするという伝統的な役割に加えて、中国企業からの依頼に応じて、その依頼の内容（整理されていないことが多い）を整理して、短時間で作業方針と見積りを示し、日本法の専門分野を含む作業を仕切っていくという新しい役割が増えてきている。

また、日本の法律事務所における中国弁護士は、以前は日本の弁護士から仕事をもらうという立場であったのが、近時は、日本法の仕事を持って来て、日本の弁護士に仕事を頼む立場となることが増えている。

急激な円安に伴う様々な経営上の課題にも直面しているが、新しいニーズに伴う新しい仕事が増えることで、希望の光も見え始めている。

日本と中国は切っても切り離せない隣国同士であり、双方向の経済的つながりはより一層強まり、人的交流においても、各種規制の裏返しとして、定住志向を持つ人がお互いに増えることが想定される。遣隋使の時代からの長い歴史を振り返れば、両国が経済面でも意識面でも優劣なく、対等に付き合えるようになった（あるいは対等に付き合わざるを得なくなった）というのは、歴史上初のことではなかろうか。今の政治的な緊張や、一部の世論に見られる相互嫌悪感も、そのような構造の変化に伴う痛みであるともいえる。結婚直後は夫婦喧嘩が絶えない夫婦も時間が経てばそれぞれの立場をわきまえて喧嘩をしなくなるのと同様、今の閉塞感は一時的なものであり、やがては、関係は安定局面に入り、これまでとは違った流れのビジネスや業務分野が発展し、それが新たな活力をもたらすのではなかろうか。

執筆担当：山根 基宏

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
2026年2月号	<ul style="list-style-type: none"> インターネットアプリケーションにおける個人情報の収集及び使用に関する規定（意見募集稿） 自動車データの越境移転に関するセキュリティガイドライン（2026年版） 	<ul style="list-style-type: none"> EUが中国の禁訴令をWTO提訴している事案の進展（MPIAによる上訴仲裁判断） 【緊急解説】中国による日本企業の輸出管理規制リストへの追加と実務対応 中国ビジネス、風を読む
2026年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資奨励産業目録（2025年版） 対外貿易法（2025年改正） 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法の改正案について 中国のビジネス環境は改善している
2025年12月号	<ul style="list-style-type: none"> 広告引証内容執行ガイドライン（意見募集稿） 自動車業界価格行為コンプライアンスガイドライン（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 【TMI拠点紹介ブログ Vol.3】日本企業及び中国企業の双方にとって、相談しやすい窓口へー上海オフィスー 日中関係のビジネス現場における直近の動向
2025年11月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転認証弁法 改正法 電子商取引プラットフォームによる商標侵害事件の調査協力に関する規定（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 中国企業の海外進出動向
2025年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 企業が競争回避義務を実施するためのコンプライアンスガイドランス サイバーセキュリティ事件報告管理弁法 電子印章管理弁法 	<ul style="list-style-type: none"> 中国データ実務におけるセンシティブ個人情報への関心の高まり
2025年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社登記強制抹消制度実施弁法 仲裁法（2025年改正） 企業破産法改正案（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 中国商標審査の最新状況
2025年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二） ネットワーク情報部門による行政処罰裁量権基準の適用に関する規定 	<ul style="list-style-type: none"> 労働紛争に関する随想

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるQRコード注文に関する個人情報保護要求（意見募集稿） 	
<u>2025年7月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者の心身の健康に影響を与える可能性のあるインターネット情報分類方法（意見募集稿） 反不正競争法 	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外客の構成に思うこと
<u>2025年6月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 医療広告監督管理ガイドライン ライブコマース監督管理弁法（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> EUが中国の禁訴令をWTO提訴している事案の進展 中国個人情報保護コンプライアンス監査弁法と関連法令の整理 ラブブの背景にある中国のグッズ経済
<u>2025年5月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国民営経済促進法 営業秘密保護規定（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 上海における電気自動車の普及
<u>2025年4月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 顔識別技術応用安全管理弁法 企業経営異常名簿管理弁法及び企業公示情報抜取検査弁法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 中国における生成AI規制 中国が米インフレ削減法をWTO提訴している事案の進展 流砂の歩き方を学ぶ
<u>2025年3月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法 『中華人民共和国会社法』に基づく会社登録強制抹消登記制度の実施に関する規定（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 日本と中国のコンテンツ業界における新たな潮流

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2026年3月31日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp

北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大厦 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/広島/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/
プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア/シドニー

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による